



## 県と災害時応援協定を締結

和歌山県管工事業協同組合連合会（小向俊和会長）と和歌山県は、8月1日、大規模災害時に県や市町村の要請に基づき水道施設の応急復旧を行う「災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書」を締結した。

協定締結は、昨年9月の台風12号がもたらした豪雨災害がきっかけ。甚大な被害を受けた那智勝浦町より水道配水幹線応急復旧の依頼を受け、県連傘下の和歌山市管工事業協同組合が延べ動員数250人を派遣して24時間体制で復旧にあたり約1週間で工事完了させた（本誌2011年11月号に復旧応援活動の報告を掲載）。

知事室で行われた調印式で、仁坂吉伸知事は「台風12号の際は甚大な被害でどうなるかと思ったが、別の水源から水道を引くなどして早期に復旧していただいた」と謝辞を述べ、「協定を結び、スムーズに対応できるようになる」と期待を込めた。

小向会長は「協定により、今後はより一層ライフラインを守っていきます」と挨拶した。



協定書を持つ小向会長（左）と仁坂知事

## 災害時における水道施設復旧作業の応急対策への 協力に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県地域防災計画で想定する大規模な地震・水害などの各種災害や事故（以下「災害等」という。）が発生した場合に、災害等によって被害が生じた水道施設の応急復旧に関し、和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県管工事業協同組合連合会（以下「乙」という。）との協力事項を定めるものとする。

### (協力要請)

第2条 甲は、災害発生時において、被災市町村もしくは水道事業者（以下「市町村等」という。）からの要請に応じ、乙に対し、応急復旧について協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により事前要請を行うことができる。

(1)協力要請市町村等

(2)災害が発生した場所

(3)被害の状況

(4)応急対策の内容

(5)必要な資機材及び人員

(6)協力が必要な期間

(7)その他必要な事項

3 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急対策を行うための体制を確立の上、可能な限り協力するものとする。

4 前項の規定により出動した乙の会員及び所属員は、市町村等が設置する災害対策本部または市町村水道災害復旧担当部局の指示により応急対策に従事するものとする。

### (報告)

第3条 乙は、応急対策が終了した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

### (費用負担)

第4条 第2条の要請に基づき乙が実施した応急対策に要した費用については、災害等発生直前における適正な価格を基準として、市町村等と乙の協議により決定し、市町村等が負担するものとする。

(災害補償)

第5条 第2条の要請に基づき乙が実施した応急対策により生じた災害補償については、乙と市町村等で協議するものとする。

(被災した他の都道府県への応援)

第6条 甲が、被災した他の都道府県からの要請に応じ水道施設の復旧作業に係る応急の応援を行うため、乙に協力を要請した場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(連絡体制等)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課、乙においては和歌山県管工事業協同組合連合会事務局とする。

2 甲及び乙は、協力活動に係る情報伝達を正確に行うため、あらかじめ連絡責任者等の連絡体制を定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 8月1日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山市南中間町12番地  
和歌山県管工事業協同組合連合会  
会 長 小向俊和